

# 日立総合病院 地域周産期母子医療センター



日立総合病院地域周産期母子医療センターは、新生児集中治療室（NICU）などを備え、産科と小児科が連携してお母さんと赤ちゃんのための高度な医療を行う県指定の施設です。

これまで受け入れていたハイリスク妊娠（母体が合併症を有している、妊娠経過に異常がある妊娠など）に加えて、4月1日からハイリスク分娩（切迫早産、妊娠高血圧症候群など）の母体搬送受入れも再開し、本格稼働しました。妊娠、出産から新生児に至るまで幅広く切れ目のない高度専門的な医療を提供できます。

市では、引き続き、県や日立総合病院などの関係機関との連携を図りながら、医師確保などセンターの安定的な運営を支援するとともに、市内でより一層安心・安全に出産できる環境づくりに努めていきます。

## 受入基準

在胎週数 34 週以上で出生体重 1,800 グラム以上

\* 受入基準に合致しない場合は、総合周産期母子医療センター（水戸済生会総合病院または県立こども病院）を紹介します。

## 常勤医師の体制

- 産婦人科医 7 人
- 小児科医 9 人

問合せ 日立総合病院 ☎ 23-1111 地域医療対策課 ☎ 23-6766



日立総合病院 院長  
渡辺 泰徳

2009年以降休止となっていた日立総合病院の「地域周産期母子医療センター」は、昨年4月に新生児に限って受け入れを始めました。

本年4月からは、さらにハイリスク分娩となる母体搬送の受け入れも再開できることとなり、これをもってセンターの全面的再開となります。

センターの再開に必要な医師の確保や医療機器をはじめ療養環境の整備については、大学や地域の医療機関、さらに日立市・茨城県の温かいご支援をいただきました。この紙面をお借りしてあらためて御礼申し上げます。

センターの運営にあたっては、産婦人科・小児科・麻酔科・救急科の医師の連携、看護師・助産師の確保と教育、昼夜を問わず帝王切開手術を受け入れる手術室の体制の整備、さらには当院で対応できない場合の「総合周産期母子医療センター（水戸済生会総合病院・県立こども病院）」のバックアップなどが欠かせません。院内・院外の多くの方々に携わっていただくことで、センターの全面的再開のスタートラインに立つことができたと考えています。

県北地域で安心して出産ができるように、そして安全な周産期医療体制が維持できるように、連携を図りながらセンターを運営していきますので、地域のみなさま、どうぞよろしくお願いいたします。



日立市長  
小川 春樹

日立総合病院地域周産期母子医療センターの本格稼働を心からお喜び申し上げます。

昨年4月に平成21年以来、実に12年ぶりに新生児搬送受け入れが再開されたことに続き、本年4月からはハイリスク分娩の母体搬送受け入れも再開され、本格稼働となりました。

私自身この再開に向けて長年努力を継続してきましたので、念願が叶い、大変嬉しく思うとともに、この間の関係各位の御努力と御尽力に深く感謝を申し上げます。

安心して子どもを産み育てられる環境のより一層の充実を図るための取組を進めていく中、この度の地域周産期母子医療センターの本格稼働により、本市を含む県北地域において、妊娠、出産から新生児に至るまで切れ目のない高度専門的な医療を提供できる体制が構築されたものと期待しております。

本市では、市民の皆様が健やかに生き生きと暮らせるまちを目指し、今後も茨城県、日立市医師会、市内医療機関などとの連携を図りながら、周産期医療をはじめとする地域医療の確保・充実に努めてまいります。

出産はぜひ市内の医療機関で！

「ひたちすこやか赤ちゃんクーポン券」8万円分を贈呈します

日立総合病院で出産した市民の方を対象に、市内の指定取扱店で、乳児用おむつやおしりふき、ミルクを購入できるクーポン券8万円分を贈呈します（有効期限は、乳児の1歳の誕生月の月末）。

\*ハイリスクなどにより市内医療機関から紹介を受け、市外の周産期母子医療センターで出産された方は地域医療対策課にご相談ください。



▲詳しくはこちら

### クーポン券ご利用の流れ

1

申請書を提出

日立総合病院から申請書を受け取り、出生届と一緒に市へ提出してください。

2

自宅にクーポンが届く

提出から約1カ月後、ご自宅宛てに市からクーポン券が郵送されます。

3

クーポン券の利用

市内の指定取扱店で、乳児の健康保険証などを提示の上、クーポン券をご利用ください。

問合せ 地域医療対策課 ☎ 23-6766

## 結婚新生活をスタートする方を応援します 結婚新生活支援事業のご案内



若い方の結婚新生活を応援するため、**1世帯あたり40万円**を限度に住宅取得や賃借、引っ越し、市内の店舗で購入した家具・家電の購入費用などを補助します。

**対象となる世帯** 下記のすべてに該当する方

- ①婚姻日が、令和4年1月1日～令和5年3月31日
- ②婚姻日の夫婦それぞれの年齢が39歳以下  
\*婚姻後に転入した場合は、転入日の年齢が39歳以下
- ③申請時に夫婦ともに日立市内の新居（同一世帯）に住居登録をしている
- ④夫婦の所得の合算額が400万円未満など  
\*所得とは1年間の収入金額から必要経費を差し引いた金額です。  
\*婚姻を機に離職し申請時に就労していない場合や貸与型奨学金の返済をしている場合は算出の方法が異なります。  
\*その他にもいくつかの要件があります。

**補助の対象となる経費**

令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間

に支払いをした次の費用

- 住宅取得・賃借費用
- 住宅リフォーム費用
- 新居に引越しをした際に引越し業者へ支払った費用
- 新居に引越しをした際に市内の店舗に支払った家具・家電の購入費用など

**申請期間** 令和5年3月10日まで

\*令和5年3月11日～31日に婚姻される方や、対象経費の支払いをした方は、別に手続きが必要となりますので、事前にご相談ください。

対象要件や申請方法など詳しくは、右記QRをご覧ください。

\*申請前に必ず子育て支援課に相談ください。



**問合せ** 子育て支援課 ☎内線 478

## 多胎妊娠をしている方の経済的負担の軽減を図ります 多胎妊婦の健診費用を助成

4月1日から、多胎妊娠をしている妊婦さんの妊婦健康診査費用を通常の妊婦健診診査費用の助成に加えて最大5回まで助成します。

**対象**

市に住民票のある多胎妊婦

**助成額**

最大25,000円（全5回分）

**内容**

妊娠届出時に助成に必要な妊婦健康診査受診券をお渡ししていますが、多胎妊婦健診追加分の受診券は、後日、個別に連絡してお渡します。



\*令和4年3月31日以前に妊娠届出をされた多胎妊婦の方へは、4月1日以降に使用できるよう追加分の受診券をお渡しします。詳しくは、問い合わせください。

**問合せ** 健康づくり推進課 ☎ 21-3300

## 今年度も無料で利用できます！ 産前・産後ママサポート

妊娠中または出産後1年未満の方で、日中に頼れる親族などがいない方を対象に、最大20回（多胎児の場合は最大40回）まで自宅にヘルパーを派遣し、家事や育児のサポートをしています。



### 対象

市に住民登録があり、日中に頼れる親族などがおらず、家事または育児の支援を必要とする、母子健康手帳の交付を受けた妊婦または出産後1年未満の方など  
**申し込み**

利用申請書（子育て支援課にあるほか、市のホームページからダウンロードできます。）に母子健康手帳などの出生（予定）日の確認できる書類の写しを添えて、直接か郵送で、子育て支援課へ

### サポート内容

- 家事に関すること（食事の準備・片付け、洗濯、居室などの掃除や整理整頓、生活必需品の買い物など）
- 育児に関すること（調乳の準備・片付け、沐浴の準備・介助・片付け、おむつ替えなど）

問合せ 子育て支援課 ☎内線 478



詳しくはこちら▲

## お誕生おめでとう事業 第3子以降の出産祝金を増額！

市では、次世代を担うお子さんの誕生を市全体で祝福するため、出産祝金をお贈りしています。4月1日以降に出生した第3子以降のお子さんについては、祝金の額が10万円から12万円に増額して支給します。\*第1子、第2子については、変更はありません。



### 支給対象者

出産日時点において、出生児の父か母であって、市に住民登録がある

### 対象となるお子さん

出生後最初の住民登録が日立市であり、支給対象者と同一世帯（同居）のお子さん

\*申請までの間に、次のいずれかに該当する場合は、対象外

- 支給対象者または対象児が市外へ転出・死亡
- 対象児が支給対象者と同一の世帯でなくなった
- 出生児の出生の日から1年以内に申請を行わない

**祝金の額** 第1子=3万円、第2子=5万円、第3子

以降=12万円

### 受取方法

①父か母が、出生届を市民課または各支所に提出したときは、原則、窓口にて現金でお渡しします。

\*持ち物：出生届、申請者の身分証明書（運転免許証やマイナンバーカードなど）

②父か母が、出生届を開庁時間外や他市区町村で提出したとき、または代理人が提出したときは、後日、口座への振り込み手続きについてお知らせします。

\*口座払いの場合、口座名義は、必ず申請者のものにしてください。

問合せ 子育て支援課 ☎内線 478



詳しくはこちら▲

# 予防接種らくらくスケジューラーが ひたち母子手帳アプリに変わります

これまでの日立市妊娠・子育て支援アプリ「予防接種らくらくスケジューラー」がリニューアルし、さらに使いやすくなりました。  
お子さんの健康管理がいつでもどこでも手軽にできるアプリです。



## アプリの機能

- 予防接種スケジュールの自動作成  
お子さんの生年月日を入力すると、自動でスケジュールを作成し、接種日が近づくと、プッシュ通知やメール通知でお知らせ
- 電子母子手帳機能  
成長グラフ、写真、乳幼児健診結果などを記録 …… より使いやすく
- 市のイベントや子育て情報のお知らせ
- 医療機関の検索
- 多言語表記 …… NEW

\* 母子健康手帳の替わりにはなりません。予防接種や健診などを受ける時には、母子健康手帳を必ず持参してください。

## まずは登録！

下記 QR を読み込み、ニックネームや生年月日（出産予定日）などを登録してください。



問合せ 健康づくり推進課 ☎ 21-3300

# すべてのお子さんが必要とする医療を受けるために 18歳までのお子さんの医療費無料

市では、県のマル福制度に加え、市独自で0歳から18歳までのお子さんにかかる医療費の自己負担金を助成しています。



## 助成の流れ

| 医療機関での支払い方法  | 助成方法       | 備考  |
|--|------------|---|
| 受給者証を使用して受診し、支払額が600円の時  | 登録口座に自動振込み | 診療後3カ月程度で口座へ振り込みます。<br>* 振り込まれていない場合には問い合わせてください。   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 受給者証を使用しなかったとき（県外での受診を含む）</li> <li>■ 支払額が600円未満の時</li> <li>■ 入院時の食事代</li> <li>■ 令和2年4月から令和3年3月までの入院自己負担金</li> </ul> | 窓口での手続きが必要 | 国民健康保険課、市民課または各支所で手続きしてください。<br>■ 申請に必要なもの＝領収書と診療明細書、保護者の銀行口座がわかるもの<br>* 他の制度から助成があった場合はその支給決定通知書 |

\* 助成を受けるためには、事前に申請（口座の登録）が必要です。

問合せ 国民健康保険課 ☎内線 204

健やかな成長を支援！

## 5歳児健康診査の実施

「お友達と一緒に遊ぶことが苦手」、「一つのことに集中することが苦手」など、お子さんについて気にかかることはありませんか。発達の様子を確認し、健やかな成長を支援します。



### 対象

平成29年4月2日から平成30年4月1日までに生まれたお子さん \*対象者には、在籍園から健診内容などをご案内します。また、未就園児、市外の園に通園している方には、郵送でご案内します。

### 5歳児健康診査の流れ

①保護者へアンケートを実施 ②保健師などがお子さんの園での集団生活の様子を確認 ③お子さんに困っている様子などが見られた場合は、保健センターでの健診を案内

問合せ 健康づくり推進課 ☎ 21-3300

妊娠期から子育てを切れ目なくサポート

## 子育て世代包括支援センター「すこやかひたち」

保健センター（健康づくり推進課）と子どもセンター、子育て支援課、子ども施設課の連携によって、妊娠、出産の不安、育児やしつけの悩み、保育園・認定こども園への入園などさまざまな相談にお答えします。遠慮なくご相談ください。

\*詳しくは、右記QRをご覧ください。



### 子どもセンター

お子さんに関するさまざまな相談をお受けします。保健師や栄養士、教育相談員による相談日もあります。

**対象** すべての子どもと保護者

**ところ** 西成沢町 2-4-20



**問合せ** 子どもセンター  
☎ 36-0048

▲詳しくはこちら

### 保健センター

妊娠や出産、育児のさまざまな不安や心配ごとの相談を受け付けています。

**対象** 妊娠期から産後1年未満までの妊産婦と乳児

**ところ** 助川町 1-15-15

**問合せ** 健康づくり推進課  
☎ 21-3300

### 子育て支援課・子ども施設課

保育園・認定こども園などへの入園相談、子育て支援制度に関することなど相談を受け付けています。

**対象** 就学前のお子さんの保護者

**ところ** 市役所 1階山側

**問合せ**  
子育て支援課 ☎内線 338  
子ども施設課 ☎内線 341

その他の子育て支援情報は右記QRをご覧ください! ▶▶▶

